

平成22年4月27日

郵便事業株式会社

## 深夜業務従事者の健康診断受診時の超過勤務手当相当額の支給について

安全健康手続第32条第2項ただし書きにおいて、「深夜業を含む業務に従事する社員が正規の勤務時間外に健康診断（特別健康診断に限る。ただし、特別健康診断を兼ねる定期健康診断を含む。）を受診した場合は超過勤務手当の支給対象とする」旨を規定している。

しかしながら、本措置は民営化後にはじめて規定化されたものであり、また、規程・手続の記述不備・説明不足もあることから、現実には適確に運用されていない状況にあるため、細部の取扱いについて統一指導を行うとともに、併せて、2007年10月以降の実施分について、精算支給を行うこととする。

### 1 運用の統一

平成22年度定期健康診断より次のとおり運用を統一することとし、安全健康手続の一部改正及び運用方法について指示文書を発出する。

#### (1) 深夜業務従事者の健康診断受診時の超過勤務手当相当額の性質等

時間外労働に対する超過勤務手当とは異なる「超過勤務手当相当のもの」として個別に扱うものとし、固有の様式により、受診時間の把握・記録等を行う。（超過勤務命令簿には記載しない）

#### (2) 支給対象範囲

（支給対象者）

次の4つの条件すべてに該当する社員

- ①受診した社員が受診日現在において深夜業務従事者（深夜業を含む業務に従事する社員）であること。
- ②受診した社員が受診日現在において超過勤務手当（時間外割増賃金）の受給対象社員であること。（管理職手当のみを支給される管理社員ではないこと。）
- ③受診した健康診断が、会社が実施する定期健康診断又は特別健康診断のいずれか（注）であること。

注：本件取扱いは、「深夜業務従事者が特別健康診断を受診する場合」の措置であるが、年2回実施する特別健康診断のうち1回は定期健康診断として実施しているものであるため、定期健康診断も措置対象とするもの。

- ④受診時間の全部又は一部が、「当日の正規の勤務時間外で、かつ超過勤務を命じられていない時間」に係ること。

(支給対象とする時間)

実際に検診を受けている時間(検診会場に入ってから、検診を終えて検診会場から出てくるまでの間(会場内における待ち時間を含む))であって、正規の勤務時間に係らない部分とする。

(3) 算定方法

0. 5時間単位(30分単位)で算定・支給するものとする。

分単位の端数は切り上げ計算とし、1時間当たりの支給額は受診日における超過勤務手当単価(135/100)を準用する。

例)・受診時間の整理 : 1~30分→「0.5時間」、31~60分→「1時間」…

・計算例 : 超過勤務手当単価(135/100) 1,453円

受診時間 25分(⇒ 切り上げで0.5時間)

1,453円 × 0.5時間 = 727円(円未満の端数は四捨五入)

なお、後日のベースアップにより単価に変動が生じた場合でも、再計算(精算)は行いません。

(4) 支給方法

月例給与に併せて支給する。

(5) 支店の作業

通常の超過勤務手当とは異なる扱いとするため、(1)のほか、給与支給作業等においても通常とは異なる作業が支店において発生する。

**2 過去分の精算**

前記1とは別に指示文書を発出予定。

詳細は検討中であり、精算実施時期は未定。